

# 足場の組立て等特別教育

足場からの墜落防止対策の強化に関する労働安全衛生規則の改正に伴い、安全衛生特別教育規定の一部が改正され「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育の対象業務に追加となり、平成27年7月1日に施行されました。

本特別教育は「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業を除く。※以下、当該業務とする。)」に従事する作業者に必要となる教育です。

なお、足場の組立て等作業主任者をお持ちの方は上位資格のため当教育の受講は不要です。

## カリキュラム概要

学科科目	範囲	時間
I 足場及び作業の方法に関する知識	①足場の種類、材料、構造及び組立図 ②足場の組立て、解体及び変更作業の方法 ③点検及び補修 ④登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業方法	3時間
II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	①工事用設備及び機械の取り扱い ②器具及び工具 ③悪天候時における作業の方法	0.5時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落防止のための設備 ②落下物による危険防止のための設置 ③保護具の使用方法及び保守点検の方法 ④その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間
IV 関係法令	①法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

### ◆ 受講料(テキスト代込) ◆

(建災防山梨県支部 会員)

¥9,350

(非 会 員)

¥ 11,350

# 足場の組立て等特別教育 【中北ブロック商工会】

## ◆ 受講日時／場所 ◆

日 程	時 間	締切日	場 所	定 員
1 / 2 0 (月)	8 : 50～ 16 : 10	12/20 (金)	商工振興センター 2F 中巨摩郡昭和町西条902-1 055-275-3344	50名

※申込時、身分証明書(運転免許証・住民票・健康保険証等)のコピーを添付してください。  
(＜氏名・生年月日・住所＞すべてが記載されているもの)

※修了証の証明写真は、講習会当日撮影いたします。

(当方での受講が初めての方、または前回撮影してから 5年以上経過した方のみ。)

※受講定員 50名

※申し込み  
締め切り日 [令和6年12月20日(金) 締切]  
※各商工会にて取りまとめ

※注意事項 申し込み後の取り消しは、資料を送付し受講料はお返しいたしませんので  
ご了承下さい。